

保育認定(2号・3号認定)の子どもにかかる月額保育所利用料

保育認定の子ども(2号認定:満3歳以上)

階層区分	月額保育所利用料	
	3~5歳児	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	0円	0円
③所得割課税額48,600円未満	0円	0円
④所得割課税額97,000円未満	0円	0円
⑤所得割課税額169,000円未満	0円	0円
⑥所得割課税額301,000円未満	0円	0円
⑦所得割課税額397,000円未満	0円	0円
⑧所得割課税額397,000円以上	0円	0円

保育認定の子ども(3号認定:満2歳未満)

階層区分	月額保育所利用料	
	0~2歳児	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	0円	0円
③所得割課税額48,600円未満	15600円	15330円
④所得割課税額97,000円未満	24000円	23590円
⑤所得割課税額169,000円未満	35600円	34990円
⑥所得割課税額301,000円未満	48800円	47970円
⑦所得割課税額397,000円未満	64000円	62910円
⑧所得割課税額397,000円以上	79040円	77690円

- ・2号認定の子どもは、所得階層区分に関わらず0円とする。
- ・満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
- ・保護者の所得や子どもの年齢等にかかわらず、同一世帯の子ども全員をカウントし、第2子以降は0円とする。
- ・市町村民税非課税世帯は第1子から無償とする。